

統計委員会・統計審議会の部会での個別計画の審議における 行政記録に関する意見

1. 漁業センサス（平成19年度）

今回の漁業センサスの審議では、漁船法に基づき都道府県が保有している漁船登録データの活用の可能性について検討が行われ、登録されたデータについて、①各都道府県が独自の電子化を図っており、データ形式等は統一されていない、②最新のデータではないので、必ずしも実態を反映するものではない、③各都道府県の個人情報保護条例で、行政記録として徴収している個人情報について、「統計作成目的の場合にはデータを提供することができる」旨の規定のある県と規定のない県があり、提供を可能とする県においても、昨今の住民のプライバシー意識の高まりから、提供に消極的な県が多い、④活用に当たり、国から協力依頼の文書をいただければ提供しやすい、等の意見が出されました。

このような状況にかんがみ、今回の漁業センサスでの漁船登録データの活用は困難であると判断しましたが、漁船の推進機関馬力数や進水年月日等の漁船登録データを活用した漁業センサスの調査結果データの集計・提供、上記で出された課題を克服する方策等について、次回調査に向けて、農林水産省において引き続き検討することを要望しています。

個別案件ごとに対処していくことも大切ですが、統計委員会において、行政記録の活用に係る課題とその対応策について明確な方向性を打ち出す等、政府統計全体として対応していくことも必要であります。

2. 法人土地基本調査及び法人建物調査（平成19年度）

土地や建物の行政記録として、固定資産課税台帳、登記済通知書、登記簿等があるが、これらの活用については、①固定資産課税台帳の閲覧には、納税義務者から所在地別に委任状が必要である、②固定資産課税台帳の電磁的記録の形式が統一されておらず市町村ごとにまちまちである、③行政記録のみでは、法人土地基本調査及び法人建物調査の調査事項のすべてを補うことができるわけではない、④固定資産課税台帳、登記簿等は、所在地ごとのため、法人として名寄せが難しい等の状況をかんがみ、今回の法人土地基本調査及び法人建物調査での活用は困難であると判断しました。

しかし、部会では、①行政記録を保有する側の工夫次第で、統計側で必要なデータを利用する方法も考え得るので、簡単に行政記録の利用を諦めるべきではない、②行政の中で連携をとって国、地方を通じた協力体制をとってもらいたい等の意見もあったことから、次回調査に向けて引き続き検討することを調査実施者

に求めました。

個別案件ごとに対処していくことには限界があり、統計委員会において、行政記録の活用に係る課題とその対応策について明確な方向性を打ち出す等、政府全体として対応していくことが必要であります。

3. 事業所・企業統計調査（簡易調査）、商業統計調査（簡易調査）及びサービス業基本調査（平成15年度）

統計調査への行政記録の活用については、「統計行政の新たな展開方向」（平成15年6月27日 各府省統計主管部局長等会議申合せ）において、平成17年度までを目途に、行政記録の具体的活用方策に関する検討を行うこととされており、その検討結果を踏まえた具体化も強く望まれる。

4. 2003年漁業センサス（平成14年度）

漁業経営体調査票及び内水面漁業経営体調査票においては、漁船の仕様等を調査事項としているが、当該調査事項には、漁船法（昭和25年法律第178号）に基づき都道府県が保有している漁船登録データにおいて把握されている事項が含まれている。

このため、各都道府県における電子化の進捗状況等を踏まえつつ、次回調査に向けて、漁船登録データを、母集団名簿の整備と調査票へのプレプリントのためのデータとして活用することを検討する必要がある。

5. 工業統計調査及び商工業石油等消費統計調査（平成14年度）

平成14年5月に改正された「エネルギーの使用の合理化に関する法律」（昭和54年6月法律第49号）においては、製造業等のほかオフィスビル、大型小売店舗等の民生業務部門についても、エネルギー消費の多い工場又は事業場に対し、年1回のエネルギー消費に関する定期報告を義務付けており、この定期報告によりエネルギー消費に関する業種横断的なデータが得られることから、当該定期報告を活用した統計の作成を検討する必要がある。